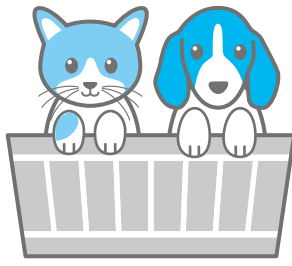


動物虐待は犯罪です

近年、農薬等の毒物が混入された猫餌の散布を疑う事案が発生しています。猫等の動物をみだりに殺すこと、傷付けることは犯罪行為であり、最大で5年の懲役または500万円の罰金に処されます。いかなる理由があってもこれらの行為は絶対にしてはいけません。

☎地域づくり課環境対策班 ☎0475(70)0386



地域の困り事の解決や魅力ある地域づくりに向け、多様な主体(行政、地縁団体、市民活動団体、企業、学校等)が「連携・協働」して、事業を実施していく仕組みが効果的です。

in 山武地域の開催 協働のまちづくりセミナー

・会場 50人(先着順)
・オンライン (Zoom) 30人(先着順)

▼対象 NPO、地縁団体、協働に関心を持つ県民、行政職員等

▼講師 千葉商科大学政策情報学部教授/地域連携推進センター長 榎戸 敬介氏

▼申込方法 II「ちば電子申請サービス」から申込フォームに入力するか、氏名、団体名、電話番号、メールアドレス、参加方法、お住まいの市町村をメールで申し込み

▼申込締切 1月11日(木)

違法な不用品回収業者にご注意ください!

「ご家庭で不用となった家電製品や家具類を無料で回収します」などと記載したチラシを配布し、軽トラックなどで地域を巡回しながら回収する業者が見受けられます。

家庭から出たごみ(廃棄物)を回収するには市の一般廃棄物収集運搬業許可が必要であり、無許可の業者による回収は違法です。また、古物商や産業廃棄物の許可では回収できません。

こうした違法業者に回収を依頼すると、高額な料金を請求されたり、不法投棄などの不適正処理につながり、排出者として処理責任が問われる場合もありますので、絶対に利用せず、不用品は適正な処分方法に従って処理してください。

☎地域づくり課環境対策班 ☎0475(70)0386

飼い犬などのペットのふんは 飼い主が持ち帰りましょう

飼い犬などのペットのふんを放置されて迷惑している人がいます。また、きちんと持ち帰っているのに、疑いの目で見られ、つらい思いをしている飼い主もいます。ふんは飼

い主が必ず持ち帰りましょう。ふんは小袋に入れ、ごみ袋の中に入れて、燃やせるごみとして処理してください。

☎地域づくり課環境対策班 ☎0475(70)0386

野焼きをしてはいけません

「近所でごみを燃やしている、煙が目やのどが痛い」「洗濯物が干せない」「小さな子どもがいて、ぜんそくが心配」等の苦情が寄せられています。

適切な焼却設備を用いずにごみを燃やすことは法律で禁止されています。ドラム缶を用いて燃やしたり、地面に穴を掘って燃やしたりすることも野焼きに当たります。

芝焼き、おたき上げ、軽微なたき火、農林漁業等の運営

☎地域づくり課環境対策班 ☎0475(70)0386



ごみの減量および資源の再生利用を促進するため、新聞・雑誌・ダンボール・雑がみ・アルミ缶などの資源ごみをPTA、区・自治会等の団体で回収して、業者に引き取ってもらった場合、市から奨励金として3円/kgを交付していただきます。

☎地域づくり課環境対策班 ☎0475(70)0386

資源再生利用促進奨励金制度

令和5年度大網白里市 元気回復クーポン券の使用は1月31日まで!

昨年10月末に発行した「令和5年度大網白里市元気回復クーポン券」の使用期限は1月31日(水)です。忘れずに使用しましょう。 ※クーポン券取扱店等の詳細は市ホームページでご確認ください。

☎市クーポン券事業運営事務局 ☎050(3852)4998 年末年始、(土)・(日)・祝休日を除く9時~17時



▲市ホームページ

こちらは消費生活センターです!

貴金属の買い取りが目的!? 強引な訪問購入に注意

【事例】 年配の女性から「どんなものでも買い取ります」と丁寧な電話があり、洋服の訪問買い取りを了承した。しかし、訪問してきたのは若い男性で、突然「貴金属は無いか」と強く言われ、用意していた服は車に放り込まれた。怖くなって、亡くなった夫の金歯やネックレスなどを探して渡してしまった。それらを探している間に、買取書のチェック欄に勝手に記入され、近くに置いていた印鑑で捺印までされていた。男性は買い取り代として約2万5千円を置いて帰った。(70歳代)

【ひとことアドバイス】

訪問購入をしようとする購入業者が突然訪問して勧誘をすることは禁止されています。このような禁止行為を行う購入業者を家に入れないようにしましょう。

事前に電話等で訪問を約束した場合でも、購入業者は、消費者が事前に承

諾していない物品の売却を求めることはできません。売るつもりが無い貴金属などの売却を迫られても、きっぱり断りましょう。

売却する場合は、必ず契約書を受け取り、すぐに物品の種類や買取価格、事業者の連絡先などを確認することが大切です。

訪問購入は、条件を満たせばクーリング・オフができ、期間中は引き渡しを拒むことができます。困った時は、消費生活センターにご相談ください。(国民生活センター見守り新鮮情報第466号より)

◆市消費生活センター

▶相談日時=祝日を除く(月)・(火)・(水)・(金) 10時~12時、13時~16時
▶会場=中央公民館1階相談室
▶相談電話=☎0475(70)0344

☎地域づくり課市民協働推進班 ☎0475(70)0342

男女共同参画だより

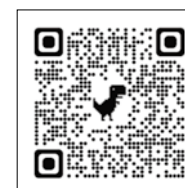
~「おとう飯」で気軽にできる男性の家事参加~

男女共同参画社会を目指す中で、男性の家事・育児参加が大きな課題となっています。特に料理は、やってみたくとも思っても、技術的・心理的ハードルがあると思われます。

そこで、内閣府男女共同参画局では、これまで料理をしていない、料理をしたことがあるものの作るのをやめてしまったという男性の料理参加の第一歩として、簡単で手間をかけず、多少見た目が悪くてもおいしい料理を「おとう飯」と名付け、キャンペーンを行っており、市では、平成29年に市長が「おとう飯サポーター」となり、啓発活動を行っています。

内閣府男女共同参画局ホームページでは、全国からよりすぐりの「おとう飯」レシピが、市ホームページでは市民が応募した「おとう飯」朝食レシピと、市内小中学校の給食レシピからつくる「おとう飯」が紹介されています。

☎地域づくり課市民協働推進班 ☎0475(70)0342



◀内閣府ホームページ



◀おとう飯朝食レシピ



◀給食レシピでおとう飯